

かじき等流し網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第3班までご連絡下さい。

電話番号:03-3502-8479(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(令和7年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
第1号	第六十八福神丸	199	※
第3号	第十一欣祥丸	29	※
第4号	第二十八寶喜丸	19	※
第5号	第七十一勇美丸	29	※
第7号	第二十三福長丸	13	※
第9号	第三十五松栄丸	41	※
第10号	第八太喜丸	176	※
第12号	第七十八萬盛丸	19	※
第13号	第151関丸	19	※
第14号	第一明洋丸	19	※
第15号	第五三光丸	13	※
第17号	第五太喜丸	199	※
第20号	第三十七清漁丸	19	※
第21号	第六十八三光丸	44	※
第22号	第五十八日香丸	29	※
第23号	第八十五三光丸	42	※
第24号	第一翔洋丸	13	※
第25号	第八十八翔洋丸	29	※
第28号	第八十八吉丸	29	※
第29号	第八十三惠隆丸	29	※
第30号	第五十三よし丸	29	※
第31号	第三十八大海丸	18	※
第32号	第五十八成漁丸	19	※
第34号	第八十一武蔵	13	※
第37号	第一新栄丸	19	※
第38号	第八十三雄進丸	29	※
第39号	第六十八北星丸	39	※

第41号	第六十三幸漁丸	199	※
第43号	第八十八慶安丸	19	※
第47号	第八十一宝輝丸	49	※
第48号	第八十三高漁丸	29	※
第50号	第五十三三笠丸	19	※
第53号	第十五菊丸	19	※
第54号	第六十八日光丸	19	※
第55号	第三十一龍昇丸	19	※
第56号	第五十八大伸丸	19	※
第57号	第十八瀧濱丸	19	※
第58号	第十八丸	19	※
第59号	第百五順栄丸	19	※
第60号	第三十八功洋丸	19	※
第61号	第六十三御嶽丸	19	※
第63号	第三太喜丸	199	※
第64号	第八三笠丸	199	※
第70号	第一太幸丸	199	※
第71号	第三十七傳丸	167	※

(操業区域)

領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域

1 オホーツク海、日本海及び東シナ海

2 東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域

(1) 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点

(2) 千葉県南房総市野島埼灯台正南30海里の点

(3) 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点

(4) 赤道と東経146度59分49秒の線との交点

3 領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分

4 東経144度59分46秒の線、北緯41度10秒の線、東経142度59分47秒の線、北緯38度11秒の線、東経141度59分47秒の線、次の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線、次の(4)の点から(6)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(第1号に掲げる海域を除く。)

(1) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端

(2) 北海道松前郡松前町松前小島灯台

(3) 北海道松前郡松前町白神岬突端

(4) 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点

(5) 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点

(6) 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。